

定常観測データの取得について

1. 目的

研究船を運航するにあたり、研究の基盤となりかつ大きなコストをかけずに取得できるデータについては、研究課題の有無にかかわらず、取得することでより多くのデータが蓄積され、有効な情報として研究に利用されることが期待できる。このため、前述のようなデータ（以下、「定常観測データ」という）は、機構が船舶を運航する際は原則取得し、品質管理した上でデータの提供を行うこととする。

2. 定常観測データとは

定常観測データは、船体に固定されている観測機器を用い、労力を多く必要とせずどの航海でも取得できるデータとし、具体的には以下のものとする。これらの項目については今後見直されることもある。

(1) 「白鳳丸」

- 航海データ：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、気圧、気温、湿度、表層水温、水深
- 気象データ
 - ・海象気象データ：風向風速計、気圧計、気温計、相対湿度計、雨量計、放射計、水温計
- 地球物理データ：マルチビーム音響測深装置
- 流向流速データ：ADCP

(2) 「新青丸」

- 航海データ：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、気圧、気温、湿度、表層水温、水深
- 気象データ
 - ・海象気象データ：風向風速計、気圧計、気温計、相対湿度計、雨量計、短波放射計、長波放射計、水温計、光合成有効放射計
- 表層海水データ：水温、塩分濃度＝表層連続分析装置
- 地球物理データ：マルチビーム音響測深装置（浅海型、深海型）、船上三成分磁力計、船上重力計
- 流向流速データ：ADCP

(3) 「みらい」

- 航海データ：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、気圧、気温、湿度、表層水温、水深
- 気象データ
 - ・海上気象データ：風向風速計、気圧計、気温計・相対湿度計、光学式雨量計、静電容量式雨量計、短波放射計、長波放射計、波高計、水温計
 - ・海上光合成有効放射データ：光合成有効放射計
 - ・雲底高度データ：雲底高度計（シーロメーター）
- 表層海水データ：水温、塩分濃度＝表層連続分析装置
- 地球物理データ：マルチビーム音響測深装置、船上三成分磁力計、船上重力計
- 流向流速データ：ADCP

(4) 「よこすか」

- 航海データ：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、表層水温、水深
- 地球物理データ：マルチビーム音響測深装置、船上三成分磁力計、船上重力計
- 流向流速データ：ADCP

(5) 「かいれい」

- 航海データ：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、表層水温、水深
- 地球物理データ：マルチビーム音響測深装置、船上三成分磁力計、船上重力計

(6) 「かいめい」

- 航海データ：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、気圧、気温、湿度、表層水温、水深
- 気象データ

- ・海象気象データ：風向風速計、気圧計、気温計・相対湿度計、光学式雨量計、静電容量式雨量計、短波放射計、長波放射計、波高計、水温計、放射水温計
- ・海上光合成有効放射データ：光合成有効放射計
- ・雲底高度データ：雲底高度計（シーロメーター）
- ・GPS 水蒸気量データ：GPS 水蒸気量観測装置

- 表層海水データ：水温、塩分濃度＝表層連続分析装置
- 地球物理データ：マルチビーム音響測深装置（浅海型、深海型）、船上三成分磁力計、船上重力計
- 流向流速データ：ADCP（浅海型、深海型）

3. 定常観測データの取得

- (1) 定常観測データは、原則として船舶の航行中、常時取得する。また定常観測データは、レグまたはクルーズ単位の取得とする。
- (2) 定常観測データ項目であっても、研究上高品質のデータが必要であったり、通常の労力を越えた観測方法が必要である場合は、それを目的とした課題を公募に応募すること。
- (3) 定常観測データの取得が安全・安定的な運航や研究航海の実施に支障をきたす場合は、観測を行わない。
- (4) 他国の排他的経済水域（EEZ）、領海内、群島水域でのデータ取得については主/首席研究者の指示に従う。
- (5) 定常観測データの取得にあたっては、磁力測定の補正データを取得するための8の字航走などに、最小限必要な運航時間を消費する場合がある。

4. 定常観測データの提供

- (1) 「定常観測データ」についても他のデータと同様に所定の取り扱いに則るものの、原則として公開猶予期間を設定しない。機構は品質管理が終了次第、「定常観測データ」の処理済みデータ（以下、処理済みデータという）を機構のウェブサイトで公開する。ただし、(3)に従って主/首席研究者が公開猶予期間を設定し事務局に連絡した場合を除く。
- (2) 生データの利用を希望する研究者（一般利用者）に対しては、申請ベースで個別に提供を行う。その際、当該データが(3)に従って設定された公開猶予期間中である場合を除き、当該データの利用に主/首席研究者等の許可は必要とせず、機構が提供の可否を判断する

(基本的には提供可とする)。

- (3) 主/首席研究者は、研究代表者/課題代表研究者や研究分担者/課題採択研究者と事前調整を行い、採択課題内容に応じて「定常観測データ」について最長で所定の取り扱いに定める公開時期までの公開猶予期間を設定することができる。この場合、機構は公開猶予期間終了後に処理済みデータをウェブサイトから公開する。ただし、非乗船課題については公開猶予期間を設定できない。

以上